

議案第29号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 改正理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」の改正により、同法第3条第10項が削除され、第11項が第10項に改正されたことに伴い、これまで第11項を引用していた本条例を改正する。

また、学校教育法の改正により、同法第25条に第2項と第3項が追加されたことに伴い、これまで第25条を引用していた本条例を改正する。

次に、本条例の基となる「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が内閣府令により改正されたため、当該改正に合わせて本条例を改正する。

2 主な改正内容

本条例第15条第1項第2号において、認定こども園法第3条第11項を引用しているため、これを第3条第10項に改正する。

また、本条例第15条第1項第3号において、学校教育法第25条を引用しているため、これを第25条第1項に改正する。

次に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第35条第3項において、内容の変更は無いが、「同条第1号又は第2号」という文言が「同号又は同条第2号」に変更されたため、本条例の該当部分を同内容に改正する。

次に、同基準第23条において、保育所等における重要事項説明書が、紙での掲示に加えてインターネット等で公開することが義務付けられるため、当該改正に合わせて本条例第23条を改正する。

次に、同基準第62条第2項第2号において、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」という文言が「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に修正されたため、当該改正に合わせて本条例第53条第2項第2号を改正する。

3 施行年月日

公布の日。ただし、第23条の改正規定は令和6年4月1日。

担当

こども・健康部保育課保育係

電話048-463-2836